

令和6年2月第431回定例福井県議会議案

(令和6年度当初予算(案)関係)

福 井 県

目 次

第 1 号 議案	令和 6 年度福井県一般会計予算	(1)
第 2 号 議案	令和 6 年度福井県公債管理特別会計予算	(21)
第 3 号 議案	令和 6 年度福井県用品等集中管理事業特別会計予算	(25)
第 4 号 議案	令和 6 年度福井県災害救助基金特別会計予算	(29)
第 5 号 議案	令和 6 年度福井県国民健康保険特別会計予算	(33)
第 6 号 議案	令和 6 年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	(39)
第 7 号 議案	令和 6 年度福井県営産業団地整備事業特別会計予算	(43)
第 8 号 議案	令和 6 年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計予算	(47)
第 9 号 議案	令和 6 年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算	(51)
第 10 号 議案	令和 6 年度福井県林業改善資金貸付金特別会計予算	(55)
第 11 号 議案	令和 6 年度福井県県有林事業特別会計予算	(59)
第 12 号 議案	令和 6 年度福井県駐車場整備事業特別会計予算	(63)
第 13 号 議案	令和 6 年度福井県港湾整備事業特別会計予算	(67)
第 14 号 議案	令和 6 年度福井県証紙特別会計予算	(71)
第 15 号 議案	令和 6 年度福井県病院事業会計予算	(75)
第 16 号 議案	令和 6 年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算	(81)
第 17 号 議案	令和 6 年度福井県工業用水道事業会計予算	(85)
第 18 号 議案	令和 6 年度福井県水道用水供給事業会計予算	(89)
第 19 号 議案	令和 6 年度福井県臨海下水道事業会計予算	(93)

目 次

第20号議案	令和6年度福井県流域下水道事業会計予算	(97)
第21号議案	福井県手数料徴収条例の一部改正について	(101)
第22号議案	福井県職員定数条例の一部改正について	(107)
第23号議案	附属機関に関する条例の一部改正について	(109)
第24号議案	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	(111)
第25号議案	福井県条例の形式を左横書きに改正する条例の制定について	(115)
第26号議案	福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について	(121)
第27号議案	福井県個人番号の利用等に関する条例の一部改正について	(123)
第28号議案	福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定 介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について	(127)
第29号議案	福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例の廃止について	(131)
第30号議案	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に 関する条例の一部改正について	(133)
第31号議案	福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援 施設の設備および運営の基準に関する条例の一部改正について	(135)
第32号議案	福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定障害 児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について	(139)
第33号議案	障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の一部改正について	(143)
第34号議案	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に ついて	(145)
第35号議案	福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例の一部改正について	(153)

第36号議案	福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部改正について	(155)
第37号議案	福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について	(161)
第38号議案	家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部改正について	(167)
第39号議案	福井県漁港管理条例等の一部改正について	(169)
第40号議案	福井県都市公園条例の一部改正について	(173)
第41号議案	福井県建築基準条例および福井県手数料徴収条例の一部改正について	(179)
第42号議案	福井県証紙条例を廃止する等の条例の制定について	(183)
第43号議案	福井県立学校職員定数条例の一部改正について	(187)
第44号議案	市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について	(189)
第45号議案	福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部改正について	(191)
第46号議案	県有財産の無償貸付けについて	(193)
第47号議案	包括外部監査契約の締結について	(195)

第1号議案

令和6年度福井県一般会計予算

令和6年度福井県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ504,695,017千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額および年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、65,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、報酬、職員手当および共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各

項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第1表 歳入歳出予算		歳入		(単位 千円)
款	項	金	額	
1 県税				130,609,673
	1 県民税			31,164,572
	2 事業税			34,581,533
	3 地方消費税			27,033,552
	4 不動産取得税			1,915,557
	5 県たばこ税			850,206
	6 ゴルフ場利用税			211,900
	7 軽油引取税			7,127,858
	8 自動車税			12,744,425
	9 鉱区税			1,531
	10 固定資産税			1,348,543
	11 狩猟税			9,042
	12 核燃料税			13,620,954
2 地方消費税清算金				40,620,498
	1 地方消費税清算金			40,620,498
3 地方譲与税				15,878,832

款	項	金額
	1 特別法人事業譲与税	14,193,950
	2 地方揮発油譲与税	1,421,066
	3 石油ガス譲与税	51,041
	4 自動車重量譲与税	138,584
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	73,904
	7 航空機燃料譲与税	286
4 地方特例交付金		2,826,000
	1 地方特例交付金	2,826,000
5 地方交付税		133,015,000
	1 地方交付税	133,015,000
6 交通安全対策特別交付金		150,000
	1 交通安全対策特別交付金	150,000
7 分担金および負担金		1,925,529
	1 負担金	1,925,529
8 使用料および手数料		5,237,694
	1 使用料	4,071,663
	2 手数料	1,166,031

9 国庫支出金		62,160,462
	1 国庫負担金	32,423,353
	2 国庫補助金	29,044,935
	3 委託金	692,174
10 財産収入		1,773,021
	1 財産運用収入	578,723
	2 財産売払収入	1,194,298
11 寄附金		456,469
	1 寄附金	456,469
12 繰入金		15,997,255
	1 特別会計繰入金	359,673
	2 公営企業会計繰入金	151,123
	3 基金繰入金	15,486,459
13 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
14 諸収入		45,057,584
	1 延滞金、加算金および過料等	82,602
	2 県預金利子	440
	3 貸付金元利収入	39,989,197

款	項	金額
	4 受託事業収入	491,935
	5 収益事業収入	2,000,000
	6 利子割精算金収入	1
	7 雑入	2,493,409
15 県債	1 県債	47,987,000
歳	入	合計
		504,695,017

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 議会費			1,039,902
	1 議会費		1,039,902
2 総務費			40,123,272
	1 総務管理費		13,215,854
	2 企画費		15,890,509
	3 徴税費		3,074,348
	4 市町振興費		5,640,752
	5 選挙費		34,112
	6 防災費		1,867,131
	7 統計調査費		167,450
	8 人事委員会費		103,826
	9 監査委員費		129,290
3 民生費			51,134,669
	1 社会福祉費		33,713,160
	2 児童福祉費		16,534,483
	3 生活保護費		479,137

款	項	金額
	4 災害救助費	46,199
	5 自然保護費	361,690
4 衛生費		25,015,437
	1 公衆衛生費	16,454,319
	2 環境衛生費	1,643,501
	3 保健所費	213,546
	4 医薬費	6,704,071
5 労働費		1,929,591
	1 労政費	1,410,065
	2 職業訓練費	442,566
	3 労働委員会費	76,960
6 農林水産費		28,006,709
	1 農業費	10,106,964
	2 畜産業費	444,156
	3 農地費	10,240,780
	4 林業費	5,638,243
	5 水産業費	1,576,566
7 商工費		54,293,703

	1 商業費	44,271,350
	2 工鉱業費	7,666,072
	3 繊維産業費	24,795
	4 観光費	2,331,486
8 土木費		52,197,730
	1 土木管理費	6,421,389
	2 道路橋りょう費	26,344,165
	3 河川海岸費	14,374,557
	4 港湾費	3,452,724
	5 都市計画費	1,071,624
	6 住宅費	533,271
9 警察費		25,004,252
	1 警察管理費	22,717,002
	2 警察活動費	2,287,250
10 教育費		101,862,298
	1 教育総務費	19,806,593
	2 小中学校費	40,009,087
	3 高等学校費	23,103,443
	4 特別支援学校費	8,738,134

款	項	金額
	5 大学費	4,134,831
	6 社会教育費	4,544,396
	7 保健体育費	1,525,814
11 災害復旧費		6,173,531
	1 農林水産施設災害復旧費	1,396,813
	2 土木施設災害復旧費	4,776,718
12 公債費		65,840,405
	1 公債費	65,840,405
13 諸支出金		51,773,518
	1 地方消費税清算金	26,630,786
	2 利子割交付金	35,706
	3 配当割交付金	754,710
	4 株式等譲渡所得割交付金	804,325
	5 法人事業税交付金	2,610,012
	6 地方消費税交付金	20,396,267
	7 ゴルフ場利用税交付金	148,349
	8 環境性能割交付金	393,361
	9 利子割精算金	2

14 予備費	1 予備費	300,000 300,000
歳 出 合 計		504,695,017

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
土木費	道路橋りょう費	橋りょう新設改良費 (一般国道162号 小浜市一番町～ 雲浜地係 西津橋(仮称)、 大手橋(仮称))	2,600,000	令和6年度	20,000
				令和7年度	250,000
				令和8年度	1,320,000
				令和9年度	1,010,000

第3表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	令和6年度～令和16年度	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額およびこれに対する利子相当額
予算編成システム再構築事業費	令和7年度	58,782
県立大学恐竜学部(仮称)開設事業費	令和7年度	3,059,826
防災情報ネットワーク再整備事業費	令和7年度	1,854,404
恐竜博物館開館25周年準備事業費	令和7年度	111,980
外国人観光客誘致拡大事業費	令和7年度	13,350
海外クルーズ客船誘致拡大事業費	令和7年度	18,760
上海からの誘客促進事業費	令和7年度	19,400
多様な宿泊施設整備支援事業費	令和7年度	120,000
県立音楽堂管理運営事業費	令和7年度～令和10年度	1,411,751
久々子湖漕艇場コース整備事業費	令和7年度	68,722
社会福祉センター管理運営事業費	令和7年度～令和10年度	224,002
ふくい健康の森(温泉・スポーツ施設)管理運営事業費	令和7年度～令和10年度	1,523,097
総合福祉相談所機能強化事業費	令和7年度	213,480
児童科学館管理運営事業費	令和7年度～令和10年度	1,407,620
医師確保修学資金貸付金	令和7年度～令和11年度	108,606

事 項	期 間	限 度 額
陽子線がん治療資金利子補給	令和7年度～令和11年度	619
ふくい健康の森（県民健康センター）管理運営事業費	令和7年度～令和10年度	560,200
県制度融資利子補給	令和7年度～令和9年度	40,000
県制度融資保証料補給	令和7年度～令和11年度	148,854
県制度融資損失補償	令和6年度～令和17年度	94,400
勤労者住宅資金（生活支援分）利子補給	令和7年度～令和11年度	16,273
離転職者等能力開発推進事業費	令和7年度～令和8年度	49,928
ふくい高度外国人材等活躍応援事業費	令和7年度	4,500
福井県産業振興施設（サンドーム福井）管理運営事業費	令和7年度～令和10年度	185,105
越前陶芸公園管理運営事業費	令和7年度～令和10年度	453,949
福井県国際交流会館管理運営事業費	令和7年度～令和10年度	435,824
農業近代化資金利子補給	令和7年度～令和27年度	45,525
農業経営支援資金利子補給	令和7年度～令和12年度	1,700
農地中間管理事業資金借入金損失補償	令和6年度～令和10年度	12,000
養殖業生産拡大支援事業費	令和9年度～令和15年度	4,666
漁業近代化資金利子補給	令和7年度～令和27年度	72,051
漁業経営維持安定資金利子補給	令和7年度～令和16年度	4,324
水産業振興資金利子補給	令和7年度～令和11年度	6,474

新規漁業就業者定着支援資金貸付金	令和7年度～令和9年度	8,820
漁業経営維持安定資金損失補償	令和6年度～令和17年度	4,185
林業近代化資金利子補給	令和7年度～令和22年度	4,907
土地改良事業費	令和7年度	166,000
農地防災事業費	令和7年度	420,000
道路新設改良事業費	令和7年度	160,000
道路新設改良事業費	令和7年度～令和9年度	200,000
橋りょう新設改良事業費	令和7年度	1,590,000
河川改良事業費	令和7年度	845,000
港湾建設事業費	令和7年度	135,500
トリムパークかなづ整備事業費	令和7年度	86,070
公共土木施設災害復旧事業費（令和5年発生災害復旧費）	令和7年度	142,498
県立学校施設リフレッシュ事業費	令和7年度	1,237,883
県立高校寮整備事業費	令和7年度	528,358

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国際交流事業費	4,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率)	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内) その他の事項 (1) 工事または財政その他の都合により、 起債額の全部または一部を翌年度に繰延 起債することができる。 (2) 本債の償還は、毎年度2期に分け各半 年分を支払う。ただし、1期に満たない 端数があるときは日割計算による。 (3) 本債は、その融通条件により変更する ことができる。 (4) 財政の都合もしくは政府資金またはそ の他の融通条件により、償還年限を変更 し、または繰上償還し、あるいは低利借 換することができる。繰上償還は、据置 期間中にもすることができる。 (5) 本債は、県税、その他の歳入をもって 償還する。
北陸新幹線建設事業費	1,823,000	〃	〃	
地域鉄道支援事業費	151,000	〃	〃	
企画調整事業費	82,000	〃	〃	
生活学習館運営費	88,000	〃	〃	
ふくい健康の森整備費	24,000	〃	〃	
障がい者福祉施設整備事業費	211,000	〃	〃	
社会福祉センター運営費	11,000	〃	〃	
身体障がい者福祉事業費	50,000	〃	〃	
総合福祉相談所整備費	135,000	〃	〃	
児童厚生施設費	438,000	〃	〃	
児童福祉施設整備事業費	120,000	〃	〃	
児童相談所費	17,000	〃	〃	
市町災害援護資金貸付金	1,000	〃	〃	
自然公園施設整備事業費	39,000	〃	〃	

県民健康センター運営費	24,000	〃	〃	
健康福祉センター改修事業費	72,000	〃	〃	
産業人材育成推進費	11,000	〃	〃	
畜産振興事業費	14,000	〃	〃	
土地改良事業費	1,252,000	〃	〃	
農地防災事業費	861,000	〃	〃	
林道事業費	198,000	〃	〃	
治山事業費	747,000	〃	〃	
総合グリーンセンター費	92,000	〃	〃	
漁港建設事業費	352,000	〃	〃	
情報産業集積促進事業費	18,000	〃	〃	
観光施設整備事業費	150,000	〃	〃	
建築指導費	694,000	〃	〃	
道路事業費	8,423,000	〃	〃	
国直轄道路事業費	6,583,000	〃	〃	
河川事業費	4,268,000	〃	〃	
国直轄河川事業費	5,016,000	〃	〃	
砂防事業費	631,000	〃	〃	
国直轄砂防事業費	109,000	〃	〃	
海岸保全事業費	119,000	〃	〃	
港湾建設事業費	506,000	〃	〃	
国直轄港湾事業費	1,267,000	〃	〃	
街路事業費	138,000	〃	〃	
公園緑地事業費	23,000	〃	〃	

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県営住宅建設費	120,000	普通貸借または 証 券 発 行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率)	償 還 年 限 30 年 以 内 (うち据置期間5年以内)
車輛等整備費	24,000	〃	〃	
警察署庁舎建設費	1,638,000	〃	〃	
交通安全施設整備費	696,000	〃	〃	
高等学校整備費	6,455,000	〃	〃	
特別支援学校整備費	389,000	〃	〃	
県立大学施設整備費	625,000	〃	〃	
文化施設整備費	205,000	〃	〃	
図書館管理費	26,000	〃	〃	
青年の家等管理費	53,000	〃	〃	
体育施設整備費	12,000	〃	〃	
現年発生耕地災害復旧費（公共）	7,000	〃	〃	
現年発生漁港災害復旧費（公共）	59,000	〃	〃	
過年発生治山施設災害復旧費（公共）	8,000	〃	〃	
現年発生治山施設災害復旧費（公共）	29,000	〃	〃	
過年発生河川等災害復旧費（公共）	577,000	〃	〃	
現年発生河川等災害復旧費（公共）	1,263,000	〃	〃	
河川等災害復旧費（県単）	30,000	〃	〃	

現年発生港湾災害復旧費（公共）	97,000	〃	〃	
臨時財政対策債	912,000	〃	〃	
合 計	47,987,000			

第2号議案

令和6年度 福井県公債管理特別会計予算

令和6年度福井県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,622,290千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	千円 27,070,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限20年以内 (うち据置期間5年以内)

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別表 歳入歳出予算		歳入		(単位 千円)
款	項	金	額	
1 繰入金			75,552,290	
	1 一般会計繰入金		65,552,290	
	2 基金繰入金		10,000,000	
2 県債			27,070,000	
	1 県債		27,070,000	
歳入合計			102,622,290	

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 公債費		102,622,290
	1 公債費	102,622,290
歳 出 合 計		102,622,290

第3号議案

令和6年度 福井県用品等集中管理事業特別会計予算

令和6年度福井県用品等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ307,064千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款	項	金	額	
1 使用料および手数料	1 使用料		61,466	
	2 手数料		61,175	291
2 財産収入	1 財産売払収入		195,091	
			195,091	
3 繰越金	1 繰越金		269	
			269	
4 諸収入	1 雑入		50,238	
			50,238	
歳 入 合 計			307,064	

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 用品等集中管理費		307,064
	1 用品調達費	220,090
	2 自動車管理費	36,735
	3 文書事務管理費	50,239
歳 出 合 計		307,064

第4号議案

令和6年度 福井県災害救助基金特別会計予算

令和6年度福井県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,345千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
1 財産収入				21
		1 財産運用収入		21
2 繰入金				40,324
		1 一般会計繰入金		40,324
	歳 入	合 計		40,345

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 民生費		40,345
	1 災害救助基金	40,345
歳 出 合 計		40,345

第5号議案

令和6年度 福井県国民健康保険特別会計予算

令和6年度福井県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,532,635千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別表 歳入歳出予算		歳入		(単位 千円)
款		項		金額
1	分担金および負担金			16,952,891
		1	負担金	16,952,891
2	国庫支出金			15,412,544
		1	国庫負担金	11,114,357
		2	国庫補助金	4,298,187
3	前期高齢者交付金			25,360,594
		1	前期高齢者交付金	25,360,594
4	共同事業交付金			172,014
		1	共同事業交付金	172,014
5	財産収入			219
		1	財産運用収入	219
6	繰入金			3,631,434
		1	他会計繰入金	3,631,434
7	諸収入			2,939
		1	雑入	2,939

款	項	金額
歳	入 合 計	61,532,635

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 民生費			61,532,635
	1 国民健康保険費		61,532,635
歳 出 合 計			61,532,635

第6号議案

令和6年度 福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和6年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,238千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、次表「債務負担行為」による。

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
母子福祉資金貸付金	令和7年度～令和11年度	22,735 ^{千円}
父子福祉資金貸付金	令和7年度～令和11年度	17,712
寡婦福祉資金貸付金	令和7年度～令和11年度	13,428

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
1	財産収入			7
		1	財産運用収入	7
2	繰入金			1,660
		1	一般会計繰入金	1,660
3	繰越金			43,698
		1	繰越金	43,698
4	諸収入			48,873
		1	貸付金元利収入	48,762
		2	雑入	111
	歳 入		合 計	94,238

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 民生費		94,238
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	94,238
歳 出	合 計	94,238

第7号議案

令和6年度 福井県営産業団地整備事業特別会計予算

令和6年度福井県営産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ247,682千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、次表「債務負担行為」による。

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県営産業団地整備事業費	令和7年度	250,145 ^{千円}

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営産業団地整備事業費	千円 162,000	普通貸借または証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
1	繰入金			4,589
		1	一般会計繰入金	4,589
2	諸収入			81,093
		1	雑入	81,093
3	県債			162,000
		1	県債	162,000
	歳 入	合 計		247,682

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 商工費		247,682
	1 県営産業団地整備費	247,682
歳 出 合 計		247,682

第 8 号議案

令和 6 年度 福井県中小企業支援資金貸付金特別会計予算

令和 6 年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,350,572 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化 資金貸付金	千円 575,971	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限 30 年以内 (うち据置期間 5 年以内)

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
1	財産収入			3
		1	財産運用収入	3
2	繰入金			72,435
		1	一般会計繰入金	72,435
3	諸収入			702,163
		1	貸付金元利収入	702,163
4	県債			575,971
		1	県債	575,971
	歳 入		合 計	1,350,572

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1	1	1,350,572
商工費	中小企業支援資金貸付金	1,350,572
歳 出 合 計		1,350,572

第9号議案

令和6年度 福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和6年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ100,227千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
1	財産収入			17
		1	財産運用収入	17
2	繰入金			132
		1	一般会計繰入金	132
3	繰越金			95,980
		1	繰越金	95,980
4	諸収入			4,098
		1	貸付金元利収入	4,098
	歳 入		合 計	100,227

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1	1	100,227
農林水産費	沿岸漁業改善資金貸付金	100,227
歳 出 合 計		100,227

第10号議案

令和6年度 福井県林業改善資金貸付金特別会計予算

令和6年度福井県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ85,563千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
1	繰入金			490
		1	一般会計繰入金	490
2	繰越金			74,846
		1	繰越金	74,846
3	諸収入			10,227
		1	貸付金元利収入	10,227
	歳 入	合 計		85,563

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 農林水産費		85,563
	1 林業改善資金貸付金	85,563
歳 出 合 計		85,563

第11号議案

令和6年度福井県県有林事業特別会計予算

令和6年度福井県県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,210,502千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
1	使用料および手数料			71
		1	使用料	71
2	国庫支出金			231,867
		1	国庫補助金	231,867
3	財産収入			150,690
		1	財産売却収入	150,690
4	繰入金			827,874
		1	一般会計繰入金	827,874
	歳 入	合 計		1,210,502

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 農林水産費		1,210,502
	1 県有林費	1,210,502
歳 出 合 計		1,210,502

第12号議案

令和6年度 福井県駐車場整備事業特別会計予算

令和6年度福井県駐車場整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ206,405千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
福井駅西口地下 駐車場整備事業費	千円 28,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
1 使用料および手数料		1 使用料		96,208
				96,208
2 繰入金		1 一般会計繰入金		82,197
				82,197
3 県債		1 県債		28,000
				28,000
歳 入 合 計				206,405

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 土木費	1 駐車場整備費	206,405 206,405
歳 出 合 計		206,405

第13号議案

令和6年度 福井県港湾整備事業特別会計予算

令和6年度福井県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,787,499千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額および年割額は、次表「継続費」による。

継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
土 木 費	港 湾 費	敦賀港港湾整備事業費	1,700,000 千円	令和6年度	510,000 千円
				令和7年度	760,000
				令和8年度	430,000

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備事業費	千円 2,202,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
1	使用料および手数料			430,716
		1	使用料	430,716
2	財産収入			34,200
		1	財産売払収入	34,200
3	繰入金			873,583
		1	一般会計繰入金	873,583
4	諸収入			247,000
		1	雑入	247,000
5	県債			2,202,000
		1	県債	2,202,000
	歳 入		合 計	3,787,499

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 土木費	1 港湾費	3,787,499 3,787,499
歳 出 合 計		3,787,499

第14号議案

令和6年度福井県証紙特別会計予算

令和6年度福井県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,763,430千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
1 繰越金				300,000
		1 繰越金		300,000
2 証紙収入				1,463,430
		1 証紙収入		1,463,430
歳 入		合 計		1,763,430

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 総務費	1 証紙	1,763,430 1,763,430
歳 出 合 計		1,763,430

第15号議案

令和6年度 福井県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度福井県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

	県立病院	県立すこやかシルバー病院	計
	759床	100床	859床

(2) 年間患者数

	県立病院	県立すこやかシルバー病院	計
入院	208,853人	30,781人	239,634人
外来	254,575人	7,922人	262,497人

(3) 1日平均患者数

	県立病院	県立すこやかシルバー病院	計
入院	572人	84人	656人
外来	1,043人	32人	1,075人

(4) 主な建設改良事業

セキュリティ対策強化・ネットワーク更新	686,114千円
陽子線がん治療センター治療装置更新	278,300千円

中央監視装置更新 192,685千円

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	26,687,699千円
第1項 医業収益	22,298,658千円
第2項 医業外収益	3,736,020千円
第3項 特別利益	653,021千円
支 出	
第1款 病院事業費用	25,984,402千円
第1項 医業費用	25,392,624千円
第2項 医業外費用	591,778千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,494,006千円は、損益勘定留保資金2,494,006千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	4,433,575千円
第1項 企業債	2,337,000千円
第2項 医師公舎敷金返還金	2,784千円
第3項 繰入金	2,091,674千円

第4項 国庫補助金 1,217千円

第5項 その他資本的収入 900千円

支 出

第1款 資本的支出 6,927,581千円

第1項 建設改良費 2,583,300千円

第2項 企業債償還金 3,340,543千円

第3項 投 資 1,003,738千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立病院建設事業 (患者総合支援センター整備2期工事)	令和7年度	63,486千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立病院 施設改良事業	789,000千円	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
器 械 備 品	1,548,000千円	〃	〃	償還年限10年以内 (うち据置期間1年以内)

(ただし、利率見直し方式で
借り入れる政府資金及び地
方公共団体金融機構資金に
ついて、利率の見直しを行
った後においては、当該見
直し後の利率)

その他の事項

- (1) 工事またはその他の都合により、起債額の全部または一部を翌年度に繰延起債することができる。
- (2) 本債の償還は、毎年度2期に分け、各半年分を支払う。ただし、1期に満たない端数があるときは、日割計算による。
- (3) 本債は、その融通条件により変更することができる。
- (4) 企業財政の都合もしくは政府資金またはその他の融通条件により、償還年限を変更し、または繰上償還し、あるいは低利借換することができる。繰上償還は、据置期間中にもすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における医業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額

に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 11,022,489千円

(2) 交 際 費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,304,608千円と定める。

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

(総則)

第1条 令和6年度福井県臨海工業用地等造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業	付帯工事費	408,741千円
---------------	-------	-----------

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 造成事業収益	1,536千円
------------	---------

第1項 営業外収益	1,536千円
-----------	---------

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出のうち福井臨海工業用地等造成事業費576,406千円は、土地造成積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額632,064千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	54,857千円
-----------	----------

第1項 貸付金返還金	54,857千円
------------	----------

支 出

第1款 資 本 的 支 出 1,263,327千円

第1項 福井臨海工業用地等
造成事業費 1,263,327千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
拡充産業用地造成工事	令和7年度	24,970千円
テクノポート福井総合 公園管理運営事業費	令和7年度～令和10年度	224,592千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 36,439千円

(2) 交 際 費 177千円

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第17号議案

令和6年度 福井県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度福井県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	県営第一工業用水道	9カ所	
	福井臨海工業用水道	50カ所	
(2) 給水量	県営第一工業用水道	11,194,550m ³ /年	30,670m ³ /日
	福井臨海工業用水道	12,811,135m ³ /年	35,099m ³ /日

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	814,983千円
第1項 営業収益	779,823千円
第2項 営業外収益	35,160千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	711,745千円
第1項 営業費用	675,912千円
第2項 営業外費用	35,833千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出のうち第一工業用水道設備改良費34,804千円、および臨海工業用水道設備改良費121,215千円は、建設改良積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額54,857千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	492,114千円
第1項	負担金	492,114千円
支 出		
第1款	資本的支出	702,990千円
第1項	長期借入金返還金	54,857千円
第2項	第一工業用水道設備改良費	34,804千円
第3項	臨海工業用水道設備改良費	467,722千円
第4項	臨海工業建設	145,607千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 職員給与費 | 68,940千円 |
| (2) 交際費 | 105千円 |

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉本達治

第18号議案

令和6年度 福井県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度福井県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水量	坂井地区水道	16,123,875m ³ /年	44,175m ³ /日
	日野川地区水道	18,943,500m ³ /年	51,900m ³ /日

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	3,385,558千円
第1項 営業収益	3,004,867千円
第2項 営業外収益	380,691千円
支 出	
第1款 水道事業費用	3,160,341千円
第1項 営業費用	3,037,378千円
第2項 営業外費用	122,963千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的支出のうち坂井地区水道用水供給事業設備改良費486,205千円は、建

設改良積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,465,587千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。。

支 出		
第1款	資本的支出	2,951,792千円
第1項	企業債償還金	513,470千円
第2項	坂井地区水道用水供給事業設備改良費	1,227,356千円
第3項	日野川地区水道用水供給事業設備改良費	710,966千円
第4項	投資	500,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ろ過池改築工事	令和7年度	225,577千円
浄水池改築工事	令和7年度	307,219千円
膜ろ過装置更新工事	令和7年度	668,443千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 179,104千円

(2) 交際費 60千円

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉本達治

(総則)

第1条 令和6年度福井県臨海下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 量 5,805,690m³/年 15,906m³/日

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	1,248,601千円
第1項 営業収益	938,657千円
第2項 営業外収益	309,944千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	1,247,046千円
第1項 営業費用	1,217,521千円
第2項 営業外費用	29,525千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出のうち6,002千円は建設改良積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,000千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収		入
第1款	資 本 的 収 入	179,110千円
第1項	負 担 金	178,035千円
第2項	国 庫 補 助 金	1,075千円
支		出
第1款	資 本 的 支 出	187,112千円
第1項	福 井 臨 海 下 水 道 設 備 改 良 費	7,077千円
第2項	福 井 臨 海 下 水 道 設 備 費	178,035千円
第3項	予 備 費	2,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 51,092千円

(2) 交 際 費 32千円

令和6年2月13日提出

福井県知事 杉 本 達 治

(総 則)

第1条 令和6年度福井県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|-----------------------------|-------------------------|
| (1) 年間総処理水量 | 16,986,000m ³ /年 | 46,537m ³ /日 |
| (2) 主要な建設改良事業 | 682,000千円 | |

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	2,581,331千円	
第1項 営業収益	883,272千円	
第2項 営業外収益	1,698,059千円	
	支	出
第1款 下水道事業費用	2,770,701千円	
第1項 営業費用	2,742,118千円	
第2項 営業外費用	28,583千円	

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額69,408千円は、過

年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	887,873千円
第1項 企業債	191,000千円
第2項 負担金	156,250千円
第3項 他会計補助金	206,623千円
第4項 国庫支出金	334,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	957,281千円
第1項 企業債償還金	275,281千円
第2項 建設改良費	682,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
九頭竜川流域 下水道事業費	191,000千円	普通貸借または 証券発行	7.0%以内	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
		(政府資金、その他)		
				(ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 28,312千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の安定のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、227,442千円である。

令和6年2月13日提出

福 井 県 知 事 杉 本 達 治

第二十一号議案

福井県手数料徴収条例の一部改正について

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県手数料徴収条例（平成十二年福井県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第二条、第三条関係） 一（略） 二 防災安全全部関係			別表（第二条、第三条関係） 一（略） 二 防災安全全部関係		
事務の区分 一〇八（略） 九 消防法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	名称 （略） 危険物取扱者試験手数料	金額 （略） 1 甲種危険物取扱者試験 七千二百円 2 乙種危険物取扱者試験 五千三百円 3 丙種危険物取扱者試験 四千二百円	事務の区分 一〇八（略） 九 消防法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	名称 （略） 危険物取扱者試験手数料	金額 （略） 1 甲種危険物取扱者試験 六千六百元 2 乙種危険物取扱者試験 四千六百元 3 丙種危険物取扱者試験 三千七百元

<p>十 消防法第十三条の二十 三の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習</p>	<p>危険物取扱者保安講習手数料</p>	<p>五千三百円</p>
<p>十一～十四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>十五 消防法第十七条の八 第三項の規定に基づく消防設備士試験の実施</p>	<p>消防設備士試験手数料</p>	<p>1 甲種消防設備士試験 六千六百円 2 乙種消防設備士試験 四千四百円</p>
<p>十六～二十九 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>三十 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査</p>	<p>高压ガス製造許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 (略) 2 高压ガス保安法第五条第一項第一号に該当する者であつて移動式製造設備(高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、三十一の項および四十二の項において同じ。)のみを使用して高压ガスの製造をするもの。次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額 一 当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円 (一)～(十) (略) 3 高压ガス保安法第五条第一項第二号に該当する者</p>
<p>十 消防法第十三条の二十 三の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習</p>	<p>危険物取扱者保安講習手数料</p>	<p>四千七百円</p>
<p>十一～十四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>十五 消防法第十七条の八 第三項の規定に基づく消防設備士試験の実施</p>	<p>消防設備士試験手数料</p>	<p>1 甲種消防設備士試験 五千七百円 2 乙種消防設備士試験 三千八百円</p>
<p>十六～二十九 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>三十 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査</p>	<p>高压ガス製造許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 (略) 2 同号に該当する者であつて移動式製造設備(高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。三十一の項および四十二の項において同じ。)のみを使用して高压ガスの製造をするもの。次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額 一 当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円 (一)～(十) (略) 3 同条第一項第二号に該当する者 次に掲げる設備の</p>

	<p>三十一 高圧ガス保安法第十四条第一項の規定に基づく高圧ガス製造のための施設の位置、構造もしくは設備の変更の工事または製造をする高圧ガスの種類もしくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>高圧ガス製造施設等変更許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一)～(五) (略)</p> <p>1 (略) 2 高圧ガス保安法第五條第一項第一号に該当する同条第一項の許可を受けたものであつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一)～(五) (略) 3 高圧ガス保安法第五條第一項第二号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一)～(六) (略)</p>
<p>三十二・三十三 (略)</p> <p>三十四 高圧ガス保安法第二十条第一項または第三項の規定に基づく完成検査(高圧ガス保安協会または同条第一項に規定する指定完成検査機関が行うものを除く。)</p>	<p>(略)</p>	<p>高圧ガス製造施設等完成検査申請手数料</p>	<p>(略)</p> <p>三十の項、三十一の項、三十二の項または三十三の項の金額の欄に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の四分の三に相当する額(高圧ガス保安法第五條第一項または第十四條第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の三第一項の完成検査を</p>
	<p>三十一 高圧ガス保安法第十四条第一項の規定に基づく高圧ガス製造のための施設の位置、構造もしくは設備の変更の工事または製造をする高圧ガスの種類もしくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>高圧ガス製造施設等変更許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一)～(五) (略)</p> <p>1 (略) 2 同号に該当する同条第一項の許可を受けたものであつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一)～(五) (略) 3 同項第一号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一)～(六) (略)</p>
	<p>三十二・三十三 (略)</p> <p>三十四 高圧ガス保安法第二十条第一項または第三項の規定に基づく完成検査(高圧ガス保安協会または同条第一項に規定する指定完成検査機関が行うものを除く。)</p>	<p>(略)</p>	<p>高圧ガス製造施設等完成検査申請手数料</p>
			<p>区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一)～(五) (略)</p>

<p>三十五～四十一 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>受け、同法第三十七条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、六千百円</p>
<p>四十二 高压ガス保安法第三十五条第一項の規定に基づく特定施設の保安検査(高压ガス保安協会または同項第一号に規定する指定保安検査機関が行うものを除く。)</p>	<p>保安検査手数料</p>	<p>(略)</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 高压ガス保安法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一)～(十) (略)</p> <p>3 高压ガス保安法第五条第一項第二号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一)～(五) (略)</p>
<p>備考 (略)</p> <p>三十九 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>三十五～四十一 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第三十七条の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、六千百円</p>
<p>四十二 高压ガス保安法第三十五条第一項の規定に基づく特定施設の保安検査(高压ガス保安協会または同項第一号に規定する指定保安検査機関が行うものを除く。)</p>	<p>保安検査手数料</p>	<p>(略)</p> <p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 同号に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一)～(十) (略)</p> <p>3 同項第二号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一)～(五) (略)</p>
<p>備考 (略)</p> <p>三十九 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第四号の表九の項、十の項および十五の項の改正規定は、令和六年五月一日

から施行する。

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額の改定等を行いたいので、この案を提出する。

第二十二号議案

福井県職員定数条例の一部改正について

福井県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県職員定数条例の一部を改正する条例

福井県職員定数条例（昭和二十四年福井県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	<p>(職員の定数) 第二条 (略) 2 次の各号に掲げる職員は、前項の定数外とする。 一〇七 (略) 八 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七第一項の規定により派遣された職員 3 (略) 1〇四 附則 (略)</p>	<p>(職員の定数) 第二条 (略) 2 次の各号に掲げる職員は、前項の定数外とする。 一〇七 (略) 3 (略) 1〇四 附則 (略)</p>
5	知事の事務部局の職員の定数は、令和六年四月一日から令和十九年三月三十	

- | |
|---|
| 一日までの間、第二条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。 |
| 一 病院の職員および企業業務に従事する職員以外の職員 二、九七五人 |
| 二 病院の職員 一、〇九三人 |
| 三 企業業務に従事する職員 六五人 |
| 計 四、一三三人 |

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

定年年齢の引上げ等に対応するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

第二十三号議案

附属機関に関する条例の一部改正について

附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

附属機関に関する条例の一部を改正する条例

附属機関に関する条例（昭和二十八年福井県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																									
<p>(知事の附属機関)</p> <p>第二条 知事の附属機関として、次のものを置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>(略)</td> <td>名称</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福井県障がい者介護給付費等不服審査会</td> <td>(略)</td> <td>福井県障がい者介護給付費等不服審査会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>担任事務</td> <td>(略)</td> <td>担任事務</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		名称	(略)	名称	(略)	福井県障がい者介護給付費等不服審査会	(略)	福井県障がい者介護給付費等不服審査会	(略)	担任事務	(略)	担任事務	(略)	<p>(知事の附属機関)</p> <p>第二条 知事の附属機関として、次のものを置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>(略)</td> <td>名称</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福井県障がい者介護給付費等不服審査会</td> <td>(略)</td> <td>福井県売春防止対策本部</td> <td>売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に基づく売春防止の啓もう、要保護女子の保護更生、関係業者の転廃業および取締の強化に関する総合的施策の樹立につき必要な事務の調査審議ならびに関係行政機関に対する意見の具申および連絡調整ならびにこれらの実</td> </tr> <tr> <td>担任事務</td> <td>(略)</td> <td>担任事務</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		名称	(略)	名称	(略)	福井県障がい者介護給付費等不服審査会	(略)	福井県売春防止対策本部	売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に基づく売春防止の啓もう、要保護女子の保護更生、関係業者の転廃業および取締の強化に関する総合的施策の樹立につき必要な事務の調査審議ならびに関係行政機関に対する意見の具申および連絡調整ならびにこれらの実	担任事務	(略)	担任事務	(略)
名称	(略)	名称	(略)																								
福井県障がい者介護給付費等不服審査会	(略)	福井県障がい者介護給付費等不服審査会	(略)																								
担任事務	(略)	担任事務	(略)																								
名称	(略)	名称	(略)																								
福井県障がい者介護給付費等不服審査会	(略)	福井県売春防止対策本部	売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に基づく売春防止の啓もう、要保護女子の保護更生、関係業者の転廃業および取締の強化に関する総合的施策の樹立につき必要な事務の調査審議ならびに関係行政機関に対する意見の具申および連絡調整ならびにこれらの実																								
担任事務	(略)	担任事務	(略)																								

第二十四号議案

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(福井県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 福井県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年福井県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第十条 法第三十四条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の八第八項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第十条 法第三十四条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の二第八項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。</p>

(福井県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 福井県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年福井県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四号議案 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第五条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第八項の規定により工業用水道事業、水道用水供給事業、臨海工業用地等造成事業および臨海下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第五条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の二第八項の規定により工業用水道事業、水道用水供給事業、臨海工業用地等造成事業および臨海下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。</p>

(昭和天皇の崩御に伴う福井県職員等の懲戒免除および福井県職員等の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第三条 昭和天皇の崩御に伴う福井県職員等の懲戒免除および福井県職員等の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年福井県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の賠償責任に基づく債務の免除)</p> <p>第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六十四年一月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>	<p>(職員の賠償責任に基づく債務の免除)</p> <p>第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の二(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和六十四年一月七日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。</p>

(福井県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第四条 福井県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 給与条例第二十二条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六月以内の期間において勤務した期間がある職員に</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 給与条例第二十二条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第</p>

は、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第八条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日およびその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日またはそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

「一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。」のうち、基準日以前六月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第八条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日およびその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日またはそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(福井県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第五条 福井県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年福井県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第五条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三條の二の八第八項の規定により、流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。

改正前

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第五条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三條の二の二第八項の規定により、流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が三十万円以上である場合とする。

(福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第六条 福井県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年福井県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十三條の二の七第一項の規定に基づき、知事もしくは委員会の委員もしくは委員または職員(法第二百四十三條の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する

改正前

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、知事もしくは委員会の委員もしくは委員または職員(法第二百四十三條の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害

損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。
(損害賠償責任の一部免責)

第二条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 県から法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任（以下「知事等の損害賠償責任」という。）の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、または支給されるべき地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
イ〜ニ (略)

賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。
(損害賠償責任の一部免責)

第二条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 県から法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任（以下「知事等の損害賠償責任」という。）の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、または支給されるべき地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三条第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額
イ〜ニ (略)

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例における規定を整理する必要があるため、この案を提出する。

第二十五号議案

福井県条例の形式を左横書きに改正する条例の制定について

福井県条例の形式を左横書きに改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県条例の形式を左横書きに改正する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、この条例の施行の際現に公布されている条例（以下「既存条例」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存条例の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存条例における右方はこの条例による改正後の既存条例（以下「改正後条例」という。）における上方とし、既存条例における上方は改正後条例における左方とする。

二 改正後条例における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存条例における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）および様式については、適用しな

い。

(用字および用語の整理)

第三条 既存条例中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

<p>一 章、節、款、条、表および様式の番号に用いられている漢数字</p>	<p>アラビア数字</p>
<p>二 号の番号に用いられている漢数字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>
<p>四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>
<p>五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アラビア数字</p>
<p>七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いら</p>	<p>五十音順による片仮名</p>

<p>れている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	
<p>九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>
<p>十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十一 表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十二 漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部または全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの（十、百および千を除く。） 5 一の項および二の項に定めるもの</p>	<p>アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）</p>
<p>十三 左（文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。）</p>	<p>次</p>

十四 右(文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十五 上欄	左欄
十六 下欄	右欄
十七 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」	それぞれ「ヤ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」
十八 促音に用いる「っ」または「ッ」	それぞれ「っ」または「ッ」

2 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表および様式については、適用しない。

3 第一項の表三の項から十一の項までおよび十三の項から十八の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が別に定めるところによる。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和六年九月一日から施行する。

提 案 理 由

縦書きの形式を採用している現行の条例を左横書きの形式に改めるため、この案を提出する。

第二十六号議案

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第 号

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年福井県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第二条関係） 一～五（略） 六 農林水産部関係	事務	別表（第二条関係） 一～五（略） 六 農林水産部関係	事務
一～八（略） 九 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務 1 法第十八条第一項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可に関する事務 2 法第十八条第七項の規定による通知および公告に関する	（略） 市町	一～八（略）	（略） 市町
	福井市、鯖江市、越前市、池田町、南越前町		

第二十六号議案 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

<p>七 (略)</p>	<p>十 農地中間管理事業の推進に関する法律（以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第十八条第一項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可（同条第二項第一号ロまたは第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イまたはロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）に関する事務</p> <p>2 法第十八条第七項の規定による通知および公告（前号に規定する場合に係るものを除く。）に関する事務</p>	<p>敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町</p>
<p>七 (略)</p>	<p>（この欄は空欄です）</p>	

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

県の事務の一部を市町に移譲することに伴い、所要の規定を整備したいので、この案を提出する。

第二十七号議案

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

福井県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年福井県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人番号等の利用範囲)</p> <p>第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務および知事または教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事または教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第二(第三条関係)</p>	<p>(個人番号等の利用範囲)</p> <p>第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務および知事または教育委員会が行う法別表第一の第二欄に掲げる事務とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事または教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>別表第二(第三条関係)</p>

第二十七号議案 福井県個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

執行機関	事務	特定個人情報
一 (略)	(略)	(略)
二 知事	別表第一の四の項に掲げる事務であつて規則で定めるもの	災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助もしくは扶助金の支給、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付もしくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けもしくは給付金の支給、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給、生活保護法による保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給、児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百三十八号)による児童扶養手当の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による障害児福祉手当、特別障害者手当もしくは特別児童扶養手当の支給、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十二年法律第百三十二号)による職業転換給付金の支給、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
執行機関	事務	特定個人情報
一 (略)	(略)	(略)
二 知事	別表第一の四の項に掲げる事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報であつて規則で定めるもの

別表第三(第四条関係)			
二〇六 (略)	情報照会機関 一 知事	事務 生活保護法による保護の決定および実施または徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	情報提供機関 教育委員会
(略)	特定個人情報	特定個人情報 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。二の項において同じ。)であつて規則で定めるもの	
三 知事	特定個人番号利用事務(利用特定個人情報に生活保護関係情報を含むものに限る。)であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	
四・五 (略)	六 知事	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	
別表第三(第四条関係)			
二〇六 (略)	情報照会機関 一 知事	事務 法別表第二の二十の項の第二欄に掲げる事務であつて規則で定めるもの	情報提供機関 教育委員会
(略)	特定個人情報	特定個人情報 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。二の項において同じ。)であつて規則で定めるもの	
三 知事	法別表第二の第二欄に掲げる事務(当該事務の区分に対応する同表の第四欄に掲げる特定個人情報に生活保護関係情報を含むものに限る。)であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	
四・五 (略)	六 知事	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	

七 教育委員会	特定個人番号利用 事務（利用特定個 人情報に生活保護 関係情報を含むも のに限る。）であ って規則で定める もの	知事	外国人生活保護関係 情報であつて規則で 定めるもの
七 教育委員会	法別表第二の第二 欄に掲げる事務（ 当該事務の区分に 対応する同表の第 四欄に掲げる特定 個人情報に生活保 護関係情報を含む ものに限る。）で あつて規則で定め るもの	知事	外国人生活保護関係 情報であつて規則で 定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要があるため、この案を提出する。

第二十八号議案

福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について

福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)

第一条 福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(記録の整備) 第二十条 次の各号に掲げる短期入所生活介護の事業を行う者は、当該各号に定	(記録の整備) 第二十条 次の各号に掲げる短期入所生活介護の事業を行う者は、当該各号に定

第二十八号議案 福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について 一二七

第二十八号議案 福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について

める記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 指定短期入所生活介護（次号に掲げる事業を除く。） 基準省令第百三十九条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録

二 ユニット型指定短期入所生活介護 基準省令第百四十条の十三において準用する基準省令第百三十九条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録

三 共生型短期入所生活介護 基準省令第百四十条の十五において準用する基準省令第百三十九条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録

四 基準該当短期入所生活介護 基準省令第百四十条の三十二において準用する基準省令第百三十九条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録

める記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 指定短期入所生活介護（次号に掲げる事業を除く。） 基準省令第百三十九条の二第二項第一号および第二号に掲げる記録

二 ユニット型指定短期入所生活介護 基準省令第百四十条の十三において準用する基準省令第百三十九条の二第二項第一号および第二号に掲げる記録

三 共生型短期入所生活介護 基準省令第百四十条の十五において準用する基準省令第百三十九条の二第二項第一号および第二号に掲げる記録

四 基準該当短期入所生活介護 基準省令第百四十条の三十二において準用する基準省令第百三十九条の二第二項第一号および第二号に掲げる記録

（福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正）

第二条 福井県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成二十四年福井県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（記録の整備）</p> <p>第二十二条 次の各号に掲げる介護予防福祉用具貸与の事業を行う者は、当該各号に定める記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 指定介護予防福祉用具貸与 基準省令第百七十五条第二項第一号および第七号に掲げる記録</p> <p>二 基準該当介護予防福祉用具貸与 基準省令第百八十条において準用する基準省令第百七十五条第二項第一号および第七号に掲げる記録</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第二十四条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、基準省令第百八十八条第二項第一号および第六号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第二十二条 次の各号に掲げる介護予防福祉用具貸与の事業を行う者は、当該各号に定める記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 指定介護予防福祉用具貸与 基準省令第百七十五条第二項第一号および第六号に掲げる記録</p> <p>二 基準該当介護予防福祉用具貸与 基準省令第百八十条において準用する基準省令第百七十五条第二項第一号および第六号に掲げる記録</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第二十四条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、基準省令第百八十八条第二項第一号および第五号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p>

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第二十九号議案

福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例の廃止について

福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第 号

福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例を廃止する条例

福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例（平成二十四年福井県条例第六十四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

介護療養型医療施設に関する経過措置期間の終了に伴い、福井県指定介護療養型医療施設の人員、設備および運営の基準に関する条例を廃止したいので、この案を提出する。

第三十号議案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例および福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例(平成十八年福井県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報告の徴収) 第二条 知事は、法第三十八条の二第二項の規定により、精神科病院の管理者に 対し、同項に規定する事項について報告を求めることができる。</p>	<p>(報告の徴収) 第二条 知事は、法第三十八条の二第三項の規定により、精神科病院の管理者に 対し、同項に規定する事項について報告を求めることができる。</p>

(福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年福井県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(精神保健指定医等の職員の手当) 第八条 精神保健指定医等の職員の手当は、次に掲げる場合に支給する。 一 二 (略) 三 (略) 四 人事委員会の定める職員が、法第四十七条第一項の規定により在宅の精神障害者を訪問して相談および援助業務を行ったとき。</p>	<p>(精神保健指定医等の職員の手当) 第八条 精神保健指定医等の職員の手当は、次に掲げる場合に支給する。 一 二 (略) 三 (略) 四 人事委員会の定める職員が、法第四十七条第一項の規定により在宅の精神障害者を訪問して相談指導業務を行ったとき。</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第三十一号議案

福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例の一部改正について

福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)

第一条 福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第三条 (指定障害者支援施設の一般原則) 第三条 (略)	第三条 (指定障害者支援施設の一般原則) 第三条 (略)

第三十一号議案 福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例の一部改正について 一三五

第三十一号議案 福井県指定障害者支援施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例の一部改正について

<p>2・3 (略)</p> <p>4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>2・3 (略)</p>
---	----------------

(福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例の一部改正)

第二条 福井県障害者支援施設の設備および運営の基準に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</p> <p>5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第三十二号議案

福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について

福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第 号

福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)

第一条 福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第三条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者および障害児の意向、障	第三条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者および障害児の意向、障

第三十二号議案 福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について 一三九

第三十二号議案 福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例および福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について

<p>障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画および障害児（十五歳以上の障害児に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活または社会生活を営み、自立した日常生活または社会生活へと移行できるように支援する上で必要な事項を定めた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならぬ。</p> <p>254 (略)</p>	<p>障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならぬ。</p> <p>254 (略)</p>
---	--

（福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正）

第二条 福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成二十四年福井県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p> <p>第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならぬ。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>（申請者の要件）</p> <p>第四条 法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。</p>	<p>（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p> <p>第三条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならぬ。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者総合支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>（申請者の要件）</p> <p>第四条 法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院または診療所により行われるものに限る）</p>

(指定児童発達支援等の事業の基準)
第五条 (略)

(指定放課後等デイサービス等の事業の基準)
第六条 (略)

(指定居宅訪問型児童発達支援の事業の基準)
第七条 (略)

(指定保育所等訪問支援の事業の基準)
第八条 (略)

(規則への委任)
第九条 (略)

。)に係る指定の申請にあつては、この限りではない。

(指定児童発達支援等の事業の基準)
第五条 (略)

(指定医療型児童発達支援の事業の基準)
第六条 指定医療型児童発達支援の事業の人員、設備および運営に関する基準は、
基準府令の定めるところによるものとする。

(指定放課後等デイサービス等の事業の基準)
第七条 (略)

(指定居宅訪問型児童発達支援の事業の基準)
第八条 (略)

(指定保育所等訪問支援の事業の基準)
第九条 (略)

(規則への委任)
第十条 (略)

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第三十三号議案

障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の一部改正について

障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例の一部を改正する条例

障がいのある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例（平成三十年福井県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	<p>（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、社会的障壁を除去するため、合理的な配慮をしなければならない。</p> <p>（相談への対応）</p> <p>第二十一条 県は、障がいを理由とする差別の相談に関し、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 相談に対応するための人材の育成および確保のための措置を講ずること。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（社会的障壁の除去のための合理的な配慮）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、社会的障壁を除去するため、合理的な配慮をするように努めなければならない。</p> <p>（相談への対応）</p> <p>第二十一条 県は、障がいを理由とする差別の相談に関し、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2～4（略）</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。

第三十四号議案

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年福井県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(社会福祉業務等に従事する職員の手当)</p> <p>第十一条 社会福祉業務等に従事する職員の手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 人事委員会の定める公署に勤務する職員が、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)</u>、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)または配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に</p>	<p>(社会福祉業務等に従事する職員の手当)</p> <p>第十一条 社会福祉業務等に従事する職員の手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 人事委員会の定める公署に勤務する職員が、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、<u>売春防止法(昭和三十二年法律第一百十八号)</u>、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)または配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第</p>

<p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>三十一号)の規定により、保護、育成または更生の措置を必要とする者に面接して相談、指導または調査の業務に従事したとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
-----------------------------	---

(福井県立社会福祉施設に関する条例の一部改正)

第二条 福井県立社会福祉施設に関する条例(昭和三十三年福井県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後												
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)および地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づき、福井県が設置する社会福祉施設に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(女性自立支援施設)</p> <p>第七条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条の規定に基づき、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的または心理学的な援助を行い、およびその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うため、女性自立支援施設を設置する。</p> <p>2 女性自立支援施設の名目、定員および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">定員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">位置</td> </tr> </table>	(略)	名称	(略)	定員	(略)	位置	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)、老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)および地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の規定に基づき、福井県が設置する社会福祉施設に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(婦人保護施設)</p> <p>第七条 売春防止法第三十六条の規定に基づき、要保護女子を収容保護するため、婦人保護施設を設置する。</p> <p>2 婦人保護施設の名目、定員および位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">名称</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">定員</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">位置</td> </tr> </table>	(略)	名称	(略)	定員	(略)	位置
(略)	名称	(略)	定員	(略)	位置								
(略)	名称	(略)	定員	(略)	位置								

(福井県婦人保護施設の設備および運営の基準に関する条例の一部改正)

第三条 福井県婦人保護施設の設備および運営の基準に関する条例(平成二十四年福井県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>福井県女性自立支援施設の設備および運営の基準に関する条例 (趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定により、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下「法」という。）第十二条に規定する女性自立支援施設の設備および運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(人員、設備および運営に関する基準)</p> <p>第三条 女性自立支援施設の設備および運営に関する基準は、この条例に定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）の定めるところによるものとする。</p>	<p>福井県婦人保護施設の設備および運営の基準に関する条例 (趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定により、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設の設備および運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例で使用する用語は、売春防止法で使用する用語の例による。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第三条 婦人保護施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意および能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 婦人保護施設の職員は、入所者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>3 婦人保護施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(最低基準と婦人保護施設)</p> <p>第四条 婦人保護施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させるよう努めなければならない。</p> <p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第五条 婦人保護施設の配置、構造および設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止および防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第六条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。</p> <p>2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第七条 婦人保護施設は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ</p>

適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法第三十四条に規定する婦人相談所から指導または助言を受けた場合には、当該指導または助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

3 婦人保護施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第八条 婦人保護施設は、設備、職員、会計および入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(職員)

第九条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員および施設その他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない。

(施設長の資格要件)

第十条 施設長は、施設を運営する能力と熟意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 三十歳以上の者であつて、社会福祉主事の資格を有するものまたは社会福祉事業もしくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。

二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

三 心身ともに健全な者であること。

(設備)

第十一条 婦人保護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)または準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であつて、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物または準耐火建築物とすることを要しない。

3 婦人保護施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

一 事務室

- 二 相談室
 - 三 宿直室
 - 四 居室
 - 五 集会室兼談話室
 - 六 静養室
 - 七 医務室
 - 八 作業室
 - 九 食堂
 - 十 調理室
 - 十一 洗面所
 - 十二 浴室
 - 十三 便所
 - 十四 洗濯室
 - 十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 4 婦人保護施設の設備の基準は、規則で定める。
- 〔自立の支援等〕

第十二条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労および生活に関する指導および援助を行わなければならない。

2 前項の指導および援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

〔給食〕

第十三条 給食は、食品の種類および調理方法について栄養ならびに入所者の身体的状況および嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない婦人保護施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定および調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

〔保健衛生〕

第十四条 婦人保護施設は、入所者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、

<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第四条 女性自立支援施設は、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 女性自立支援施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 女性自立支援施設は、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(規則)</p> <p>第五条 (略)</p>	<p>医薬品、衛生材料および医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第十五条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る婦人保護施設の設定及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第四十九号)第十四条の二の給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則に定めるところにより適正に管理しなければならない。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第十六条 婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、警察署、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関および婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第十七条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第十八条 婦人保護施設は、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならぬ。</p> <p>2 婦人保護施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 婦人保護施設は、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>(規則)</p> <p>第十九条 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。

第三十五号議案

福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例の一部改正について

福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

福井県病院等の人員および施設の基準等に関する条例（平成二十四年福井県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（病院の従業者） 第六条 法第二十一条第一項の規定により病院が有しなければならない従業者は、次に掲げる者とする。 一 三 （略） 四 栄養士または管理栄養士（病床数百以上の病院に限る。） 五・六 （略） 2 （略）</p>	<p>（病院の従業者） 第六条 法第二十一条第一項の規定により病院が有しなければならない従業者は、次に掲げる者とする。 一 三 （略） 四 栄養士（病床数百以上の病院に限る。） 五・六 （略） 2 （略）</p>

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

医療法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるので、この案を提出する。

第三十六号議案

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部改正について

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

福井県医師確保修学資金等貸与条例（平成二十年福井県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、大学の医学を履修する課程に在学する者、臨床研修を受けている医師または専門研修を受けている医師であつて、将来指定医療機関において医師として勤務しようとするものに対し、修学資金等を貸与することにより、地域医療を担う医師の確保に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 専門研修 臨床研修を修了した医師が専門性を高めるために受ける研修で規則で定めるものをいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、大学の医学を履修する課程に在学する者または臨床研修を受けている医師であつて、将来指定医療機関において医師として勤務しようとするものに対し、修学資金等を貸与することにより、地域医療を担う医師の確保に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p>

<p>四 (略)</p> <p>五 修学資金 次条第一項、第二項または第五項に規定する者に対し、これらの項の規定により貸与する資金をいう。</p> <p>六 (略)</p> <p>七 修学専門研修資金 次条第四項各号に掲げる者に対し、同項の規定により貸与する資金をいう。</p> <p>八 医師少数区域等 医師の数が少ないと認められる区域等で規則で定めるものをいう。</p> <p>九 修学資金等 修学資金、修学研修資金および修学専門研修資金をいう。 (修学資金等の貸与)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、次の各号のいずれかに掲げる者であつて、将来指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務しようとするものの申請により、その者に対し、資金を貸与することができる。ただし、修学資金等の貸与を受けている者または貸与を受けていた者については、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 県外で臨床研修を受けることが見込まれる者</p> <p>三 県外で臨床研修を受けている医師（知事が貸与を決定する日において臨床研修を開始した日以後一年を経過していない者に限る。）</p> <p>4 知事は、次の各号のいずれかに掲げる者であつて、将来指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務しようとするものの申請により、その者に対し、資金を貸与することができる。ただし、修学資金等の貸与を受けている者または貸与を受けていた者については、この限りでない。</p> <p>一 県内の大学の医学を履修する者であつて第四学年の課程を修了し、または修了することが見込まれるもの</p> <p>二 指定医療機関で専門研修を受けている医師（知事が貸与を決定する日において専門研修を開始した日以後一年を経過していない者に限る。）</p> <p>5 知事は、学校法人自治医科大学が設置する自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）に入学した者であつて、将来指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務しようとするものの申請により、その者に対し、資金を貸与することができる。</p>	<p>三 (略)</p> <p>四 修学資金 次条第一項または第二項に規定する者に対し、これらの項の規定により貸与する資金をいう。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 修学資金等 修学資金および修学研修資金をいう。 (修学資金等の貸与)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、次の各号のいずれかに掲げる者であつて、将来指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務しようとするものの申請により、その者に対し、資金を貸与することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 県外で臨床研修を受けることが見込まれる者（前二項の規定により貸与を受けている者および前号に掲げる者であつてこの項の規定により貸与を受けているものを除く。）</p> <p>三 県外で臨床研修を受けている医師（知事が貸与を決定する日において臨床研修を開始した日以後一年を経過していない者に限り、前二項の規定により貸与を受けていた者および前二号に掲げる者であつてこの項の規定により貸与を受けているものまたは貸与を受けていたものを除く。）</p>
---	--

(貸与の取消し)

第六条 知事は、修学資金等の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与を取り消すことができる。

- 一 大学を退学し、または臨床研修もしくは専門研修を中止したとき。
- 二 心身の故障のため修学または臨床研修もしくは専門研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

三〇六 (略)

(貸与の休止)

第七条 知事は、修学資金等の貸与を受けている者が、大学を休学し、もしくは停学の処分を受け、または臨床研修もしくは専門研修を中断することとなったとき(その期間が一年以上の場合に限る。)は、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由のやんだ日の属する月までの期間分の修学資金等(規則で定める修学資金等を除く。以下この項において同じ。)について、貸与を行わないものとする。この場合において、当該期間分として既に貸与された修学資金等があるときは、その修学資金等は、当該事由のやんだ日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

2 (略)

(返還の猶予)

第九条 知事は、被貸与者が次条第一項第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当し、同項の規定により修学資金等の返還の免除を受ける見込みがあると認められるときは、その間修学資金等の返還を猶予するものとする。

2 (略)

(返還の免除)

第十条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の全部の返還を免除するものとする。

- 一 修学資金の貸与を受けた者が次のイからニまでのいずれにも該当するとき。
 - イ 福井大学または自治医科大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得すること。
 - ロ (略)
 - ハ ロに規定する臨床研修を修了した後直ちに指定医療機関において医師として勤務すること。ただし、自治医科大学を卒業した者については、指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務した場合に限る。
 - ニ ロに規定する臨床研修を受けた期間とハに規定する医師として勤務した期間とを合計した期間(災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により、臨床研修を受けることができなかった期間および指定医療機関にお

(貸与の取消し)

第六条 知事は、修学資金等の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その貸与を取り消すことができる。

- 一 大学を退学し、または臨床研修を中止したとき。
- 二 心身の故障のため修学または臨床研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

三〇六 (略)

(貸与の休止)

第七条 知事は、修学資金等の貸与を受けている者が、大学を休学し、もしくは停学の処分を受け、または臨床研修を中断することとなったとき(その期間が一年以上の場合に限る。)は、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由のやんだ日の属する月までの期間分の修学資金等(規則で定める修学資金等を除く。以下この項において同じ。)について、貸与を行わないものとする。この場合において、当該期間分として既に貸与された修学資金等があるときは、その修学資金等は、当該事由のやんだ日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

2 (略)

(返還の猶予)

第九条 知事は、被貸与者が次条第一項第一号または第二号に掲げる場合のいずれかに該当し、同項の規定により修学資金等の返還の免除を受ける見込みがあると認められるときは、その間修学資金等の返還を猶予するものとする。

2 (略)

(返還の免除)

第十条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金等の全部の返還を免除するものとする。

- 一 修学資金の貸与を受けた者が次のイからニまでのいずれにも該当するとき。
 - イ 福井大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得すること。
 - ロ (略)
 - ハ ロに規定する臨床研修を修了した後直ちに指定医療機関において医師として勤務すること。
 - ニ ロに規定する臨床研修を受けた期間とハに規定する医師として勤務した期間とを合計した期間(災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により、臨床研修を受けることができなかった期間および指定医療機関にお



いて医師として勤務できなかった期間を除く。第五号において「勤務期間」という。）が九年に達すること。

二 修学研修資金の貸与を受けた者が次のイからニまでのいずれにも該当するとき。

イ〜ハ (略)

ニ ハに規定する医師として勤務した期間（災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により、指定医療機関において医師として勤務できなかった期間を除く。）が三年に達し、かつ、そのうち一年以上は医師少数区域等における勤務であること。

三 第三条第四項第一号に掲げる者として修学専門研修資金の貸与を受けた者が次のイからハまでのいずれにも該当するとき。

イ 大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得し、医師の免許を取得した後直ちに臨床研修を受けること。

ロ 臨床研修を修了した後直ちに指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務すること。

ハ ロに規定する医師として勤務した期間（災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により、指定医療機関において医師として勤務できなかった期間を除く。）が三年に達し、かつ、そのうち一年以上は医師少数区域等における勤務であること。

四 第三条第四項第二号に掲げる者として修学専門研修資金の貸与を受けた者が次のイおよびロのいずれにも該当するとき。

イ 専門研修を修了した後直ちに指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務すること。

ロ イに規定する医師として勤務した期間（災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により、指定医療機関において医師として勤務できなかった期間を除く。）が第四条第二項の貸与期間に一・五を乗じて得た年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）に達し、かつ、そのうち一年以上は医師少数区域等における勤務であること。

五 修学資金の貸与を受けた者については勤務期間、修学研修資金の貸与を受けた者については第二号ニに規定する期間、第三条第四項第一号に掲げる者として修学専門研修資金の貸与を受けた者については第三号ハに規定する期間、第三条第四項第二号に掲げる者として修学専門研修資金の貸与を受けた者については前号ロに規定する期間において、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障により、臨床研修を受けることができなくなったときまたは医師として勤務することができなくなったとき。

2 その他やむを得ない理由により修学資金等を返還することが困難であると認め

いて医師として勤務できなかった期間を除く。第三号において「勤務期間」という。）が九年に達すること。

二 修学研修資金の貸与を受けた者が次のイからニまでのいずれにも該当するとき。

イ〜ハ (略)

ニ ハに規定する医師として勤務した期間（災害、疾病、育児休業その他やむを得ない理由により、指定医療機関において医師として勤務できなかった期間を除く。）が三年に達すること。

三 修学資金の貸与を受けた者については勤務期間、修学研修資金の貸与を受けた者については前号ハに規定する期間において、業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障により、臨床研修を受けることができなくなったときまたは医師として勤務することができなくなったとき。

2 その他やむを得ない理由により修学資金等を返還することが困難であると認め



るときは、修学資金等の全部または一部の返還を免除することができる。

るときは、修学資金等の全部または一部の返還を免除することができる。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条第五号の改正規定、第三条第四項の次に一項を加える改正規定および第十条第一項第一号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

提 案 理 由

医師不足の診療科における医師を確保するため、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出する。

第三十七号議案

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第 号

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例（昭和六十年福井県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係） 一 設備等		別表第一（第三条関係） 一 設備等	
区分	算定基礎	区分	算定基礎
万能材料試験機 (略)	(略)	万能材料試験機 (略)	(略)
小型五軸マシニングセンタ (略)	(略)	NC成形装置 小型五軸マシニングセンタ (略)	一時間につき 三、〇五〇
非接触パターン投影式三次元形状計測シス テム（データ処理ソフトウェア） (略)	(略)	非接触パターン投影式三次元形状計測シス テム（データ処理ソフトウェア） (略)	(略)

第三十七号議案 福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について

ポータブル3Dスキャナ	超精密マイクロ加工システム	マイクロアクチュエータシステム	非接触表面性状測定機	レーザー重畳加工システム	超精密加工特性評価システム	位置補正型レーザー加工機	レーザーマーキング装置	精密3Dプリンター	機械構造評価装置	レーザードップラー振動計	切削現象解析システム	複合センシング装置	スペクトラムアナライザー	衛星通信システム	EMI測定システム	EMS試験器	トーションバランス
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
四〇〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	五〇〇	(略)	七〇〇	(略)	(略)	(略)	(略)	六、一〇〇	(略)	(略)

超精密マイクロ加工システム	防振型高精度加工装置	マイクロアクチュエータシステム	非接触表面性状測定機	光超微細加工装置	レーザー重畳加工システム	レーザー特性変換ユニット	ビーム特性測定ユニット	超精密加工現象観測システム	超精密加工特性評価システム	位置補正型レーザー加工機	精密3Dプリンター	機械構造評価装置	切削現象解析システム	複合センシング装置	クラフオン電力計	スペクトラムアナライザー	衛星通信システム	EMI測定器	EMS試験器	トーションバランス
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	二、六一〇	(略)	(略)	二、九五〇	(略)	一、三八〇	一、六二〇	三、八六〇	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	二二〇	(略)	(略)	二、一四〇	(略)	(略)

高精度引張試験機 (略)	(略)	(略)	
洗浄評価試験機	(略)	(略)	
燃焼性試験機	一時間につき	四〇〇	
帯電測定装置	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
大気圧プラズマ処理装置	(略)	(略)	
多軸微粒子吹付成膜装置	一時間につき	一、五〇〇	
摩擦帯電圧測定器	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
ボビンワインダー	(略)	(略)	
コーンワインダー	一時間につき	七〇〇	
パーンワインダー	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
毛羽計数装置	(略)	(略)	
管巻機	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
スリッターマシン	(略)	(略)	
革新織機(レピアルーム)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
マルチカラー 铸造機	(略)	(略)	
回転型乾燥機	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
金属硬さ試験機	(略)	(略)	
摩擦摩耗試験機	一時間につき	一、三〇〇	
熱伝導率計	一時間につき	一、一三〇	
高精度引張試験機 (略)	(略)	(略)	
洗浄評価試験機	(略)	(略)	
プリンク試験機	一時間につき	一三〇	
燃焼性試験機	一時間につき	一五〇	
帯電測定装置	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
大気圧プラズマ処理装置	(略)	(略)	
摩擦帯電圧測定器	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
ボビンワインダー	(略)	(略)	
コーンワインダー	一時間につき	一九〇	
パーンワインダー	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
毛羽計数装置	(略)	(略)	
偏光顕微鏡	一時間につき	四九〇	
管巻機	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
スリッターマシン	(略)	(略)	
革新織機(エアージェットルーム)	一時間につき	四三〇	
革新織機(レピアルーム)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
マルチカラー 铸造機	(略)	(略)	
铸造実験システム	一時間につき	一、五五〇	
回転型乾燥機	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
金属硬さ試験機	(略)	(略)	
複合材料耐久性評価システム	一時間につき	七、九一〇	

第三十七号議案 福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について

耐久性試験システム	(略)	(略)
鋳造型評価システム	(略)	(略)
機能性金属材料接合システム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
蛍光X線分析装置	(略)	(略)
粉末用X線回折装置	一時間につき	五、〇〇〇
セラミックス構造高精度解析装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
漆精製改質装置	(略)	(略)
基盤目はく離試験機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
デジタルマイクロスコープ	(略)	(略)
人工気象室	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
クリーンルーム(レーザG一〇七)	(略)	(略)
電波暗室	一時間につき	九、四〇〇
大型電波無響室	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		
二 施設 (略)		
別表第二(第四条関係)		
区分	金額(単位円)	
一・二 (略)	(略)	
三 加工		
1 機械加工	(略)	
(一) レーザ加工	(略)	
(二) レーザ加工	(略)	

耐久性試験システム	(略)	(略)
鋳造型評価システム	(略)	(略)
高信頼性接合技術評価解析システム	一時間につき	一、八七〇
機能性金属材料接合システム	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
蛍光X線分析装置	(略)	(略)
セラミックス構造高精度解析装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
漆精製改質装置	(略)	(略)
漆顔料混合装置	一時間につき	一九〇
基盤目はく離試験機	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
デジタルマイクロスコープ	(略)	(略)
めっき電位制御装置	一時間につき	三九〇
人工気象室	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
クリーンルーム(レーザG一〇七)	(略)	(略)
電波暗室	一時間につき	七、四七〇
大型電波無響室	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		
二 施設 (略)		
別表第二(第四条関係)		
区分	金額(単位円)	
一・二 (略)	(略)	
三 加工		
1 機械加工	(略)	
(一) レーザ加工	(略)	
(二) フェムト秒レーザ	一時間につき	五、五三〇

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

設備の整備等に伴い、使用料および手数料の額を定めたいので、この案を提出する。

備考 (略)	四〇六 (略)	2 5	(三) (五)	(4)	(3)	(2)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 (略)	四〇六 (略)	2 5	(三) (五)	(6)	(5)	(4)	(3)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	フエルト秒レーザビーム変換
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一時間につき
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	四、〇四〇

第三十八号議案

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部改正について

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例（昭和二十五年福井県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 家畜保健衛生所（以下「衛生所」という。）の施設を家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）第四条の規定により利用しようとする獣医師または衛生所に対し、診療、病性鑑定、牛の受精卵移植もしくは死亡家畜等の焼却を依頼しようとする者は、この条例の定めるところにより使用料または手数料を納めなければならない。</p> <p>(使用料および手数料の額)</p> <p>第二条 前条の使用料および手数料は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 病性鑑定手数料</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 家畜保健衛生所（以下「衛生所」という。）の施設を家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）第四条の規定により利用しようとする獣医師または衛生所に対し、診療、病性鑑定、牛の受精卵移植もしくは死亡牛の焼却を依頼しようとする者は、この条例の定めるところにより使用料または手数料を納めなければならない。</p> <p>(使用料および手数料の額)</p> <p>第二条 前条の使用料および手数料は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 病性鑑定手数料 イトキソプラズマ検査（血球凝集反応法によるもの）手数料 一件につき</p>

<p>2 (略)</p> <p>イ 月齢が満十二月以上の牛 一頭につき 二万八千円</p> <p>ロ 月齢が満六月以上満十二月未満の牛 一頭につき 一万四千円</p> <p>ハ 月齢が満六月未満の牛 一頭につき 七千円</p> <p>ニ 体高が百四十七センチメートル以上の馬 一頭につき 二万八千円</p> <p>ホ 体高が百四十七センチメートル未満の馬 一頭につき 一万四千円</p> <p>ヘ 豚、めん羊、山羊その他規則で定める動物 一頭につき 七千円</p>	<p>2 (略)</p> <p>イ 血液生化学検査手数料 一件につき 千七百二十円</p> <p>ロ 乳房炎検査手数料 一件につき 千五百八十円</p> <p>ハ 遺伝子検査手数料 一件につき 二千四百円</p> <p>四 牛の受精卵移植手数料 一頭一回につき 五千八百八十円</p> <p>五 死亡家畜等の焼却手数料</p> <p>イ 血液生化学検査(血球測定法、ユニグラフ法、ヨード反応法およびグロス反応法によるもの)手数料 一件につき 三百三十円</p> <p>ハ 乳房炎検査手数料 一件につき 五百八十円</p> <p>四 牛の受精卵移植手数料 一頭一回につき 四千百九十円</p> <p>五 死亡牛(家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項に規定する検査をしたもの)に限り、同法第二条第一項の家畜伝染病もしくは同法第四条第一項の届出伝染病にかかっているものまたはそれらの疑いがあると知事が認めるものを除く。)の焼却手数料 一頭につき 九千九百五十円</p>
--	---

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

近年の利用状況等を踏まえ、手数料を全面的に見直すため、所要の改正を行いたいため、この案を提出する。

第三十九号議案

福井県漁港管理条例等の一部改正について

福井県漁港管理条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県漁港管理条例等の一部を改正する条例

(福井県漁港管理条例の一部改正)

第一条 福井県漁港管理条例(昭和四十一年福井県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第二十六条の規定に基づき、県が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持、保全および運営その他漁港の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第十七条 漁港の区域内の水域(県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)および公共空地について、法第三十九条第一項の規定によ</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第二十六条の規定に基づき、県が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持、保全および運営その他漁港の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第十七条 漁港の区域内の水域(県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)および公共空地について、法第三十九条第一項の規定によ</p>

<p>る土砂の採取もしくは水面の占用の許可を受けた者または法第四十三條第四項に規定する認定計画実施者（法第四十四條第一項に規定する認定計画において法第四十二條第二項第二号および第三号に掲げる事項（水面または土地の占用に係るものに限る。）または法第五十條第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）（以下この条において「許可を受けた者」という。）は、別表第二に掲げる土砂採取料または占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納付しなければならぬ。</p> <p>2 2 5 4 （略） （入出港届）</p> <p>第十八條 規則で定める漁港の区域に入港した船舶または当該漁港の区域から出港しようとする船舶の船長は、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）第二十二條第二項に規定する農林水産省令で定める様式による入出港届により、知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、総トン数が五トン未満の船舶、当該漁港を根拠地とする船舶および監視船、警備船その他公務に従事する船舶ならびに避難、事故等の緊急の必要により入港し、または出港する船舶については、この限りでない。</p>	<p>る土砂の採取または水面の占用の許可を受けた者（以下この条において「許可を受けた者」という。）は、別表第二に掲げる土砂採取料または占用料（以下「土砂採取料等」という。）を納付しなければならない。</p> <p>2 2 5 4 （略） （入出港届）</p> <p>第十八條 規則で定める漁港の区域に入港した船舶または当該漁港の区域から出港しようとする船舶の船長は、漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）第二十二條第二項に規定する農林水産省令で定める様式による入出港届により、知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、総トン数が五トン未満の船舶、当該漁港を根拠地とする船舶および監視船、警備船その他公務に従事する船舶ならびに避難、事故等の緊急の必要により入港し、または出港する船舶については、この限りでない。</p>
---	---

<p>（福井県風致地区条例の一部改正）</p> <p>第二條 福井県風致地区条例（昭和四十五年福井県条例第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="295 302 582 1120"> <p>（適用除外）</p> <p>第三條 次の各号に掲げる行為については、第二條の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一 5 二十一 （略）</p> <p>二十二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三條第一号に掲げる基本施設または同条第二号イおよびロに掲げる機能施設に関する工事の施行または漁港施設の管理に係る行為</p> <p>二十三 5 三十五 （略）</p> </td> <td data-bbox="582 302 821 1120"> <p>改正後</p> </td> </tr> </table>	<p>（適用除外）</p> <p>第三條 次の各号に掲げる行為については、第二條の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一 5 二十一 （略）</p> <p>二十二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三條第一号に掲げる基本施設または同条第二号イおよびロに掲げる機能施設に関する工事の施行または漁港施設の管理に係る行為</p> <p>二十三 5 三十五 （略）</p>	<p>改正後</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="295 1120 582 1937"> <p>（適用除外）</p> <p>第三條 次の各号に掲げる行為については、第二條の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一 5 二十一 （略）</p> <p>二十二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三條第一号に掲げる基本施設または同条第二号イおよびロに掲げる機能施設に関する工事の施行または漁港施設の管理に係る行為</p> <p>二十三 5 三十五 （略）</p> </td> <td data-bbox="582 1120 821 1937"> <p>改正前</p> </td> </tr> </table>	<p>（適用除外）</p> <p>第三條 次の各号に掲げる行為については、第二條の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一 5 二十一 （略）</p> <p>二十二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三條第一号に掲げる基本施設または同条第二号イおよびロに掲げる機能施設に関する工事の施行または漁港施設の管理に係る行為</p> <p>二十三 5 三十五 （略）</p>	<p>改正前</p>
<p>（適用除外）</p> <p>第三條 次の各号に掲げる行為については、第二條の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一 5 二十一 （略）</p> <p>二十二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三條第一号に掲げる基本施設または同条第二号イおよびロに掲げる機能施設に関する工事の施行または漁港施設の管理に係る行為</p> <p>二十三 5 三十五 （略）</p>	<p>改正後</p>				
<p>（適用除外）</p> <p>第三條 次の各号に掲げる行為については、第二條の規定は適用しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一 5 二十一 （略）</p> <p>二十二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三條第一号に掲げる基本施設または同条第二号イおよびロに掲げる機能施設に関する工事の施行または漁港施設の管理に係る行為</p> <p>二十三 5 三十五 （略）</p>	<p>改正前</p>				

(福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第三条 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年福井県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条関係) 一〇五(略)	六 農林水産部関係	別表(第二条関係) 一〇五(略)	六 農林水産部関係
事務	市町	事務	市町
一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下この項中「法」という。)および公有水面埋立法施行令(大正十一年勅令第九十四号。以下この項中「令」という。)に基づく、次に掲げる事務(漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第三十七号)第二十五条第一項第一号の規定により市町が管理する漁港の区域または当該区域に接する海岸保全区域のうち海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第五条第四項の規定により市町の長が管理する区域内の行為であつて、その全部が当該区域内にあるものに係るものに限る。)	福井市、敦賀市、小浜市、坂井市および若狭町	一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下この項中「法」という。)および公有水面埋立法施行令(大正十一年勅令第九十四号。以下この項中「令」という。)に基づく、次に掲げる事務(漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第二十五条第一項第一号の規定により市町が管理する漁港の区域または当該区域に接する海岸保全区域のうち海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第五条第四項の規定により市町の長が管理する区域内の行為であつて、その全部が当該区域内にあるものに係るものに限る。)	福井市、敦賀市、小浜市、坂井市および若狭町
二〇八(略)	(略)	二〇八(略)	(略)
七(略)	(略)	七(略)	(略)

(福井県国土交通省所管公共用財産の使用および収益に関する条例の一部改正)

第四条 福井県国土交通省所管公共用財産の使用および収益に関する条例(平成十二年福井県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第二条 この条例において「公共用財産」とは、法第三条第二項第二号に規定す	(定義) 第二条 この条例において「公共用財産」とは、法第三条第二項第二号に規定す

る公共用財産のうち、国土交通省の所管に属し県が管理する財産であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、海岸法（昭和三十一年法律第一号）、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他の法令が適用されないもの

二（略）

る公共用財産のうち、国土交通省の所管に属し県が管理する財産であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）、海岸法（昭和三十一年法律第一号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三十七号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）その他の法令が適用されないもの

二（略）

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、関係条例について所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第四十号議案

福井県都市公園条例の一部改正について

福井県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県都市公園条例の一部を改正する条例

福井県都市公園条例（昭和四十八年福井県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第四条 都市公園（第十六条第三項に規定する指定管理公園を除く。第四項および第五項、第六条、第七条ならびに第十四条において同じ。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 有料公園施設（県が設置する公園施設のうち有料で利用させるものであつて規則で定める施設をいう。以下同じ。）の内部に規則で定めるところにより常時広告物を表示すること。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(監督処分)</p> <p>第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定に</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第四条 都市公園（第十六条第三項に規定する指定管理公園を除く。第四項および第五項、第六条、第七条ならびに第十四条において同じ。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(監督処分)</p> <p>第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定に</p>

よつてした許可（第二十一条において準用する第四条第一項（第六号を除く。）および第三項、第二十二條第一項ならびに第二十三條第一項の許可を除く。以下この条において同じ。）を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止もしくは都市公園を原状に回復することその他必要な措置を命ずることができる。

一（三）（略）

2（略）

（指定管理公園における行為の制限等）

第二十一条 第四條（第一項第六号を除く。）から第七條までの規定は、指定管理公園について準用する。この場合において、第四條および第七條中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第四條第一項中「都市公園（第十六條第三項に規定する指定管理公園を除く。第四項および第五項、第六條、第七條ならびに第十四條において同じ。）」とあるのは「指定管理公園」と、同條第二項中「規則で」とあるのは「指定管理者が別に」と、同條第四項および第五項、第六條ならびに第七條中「都市公園」とあるのは「指定管理公園」と読み替えるものとする。

（利用者の遵守事項）

第二十四條 第二十一条において準用する第四條第一項（第六号を除く。）もしくは第三項、第二十二條第一項または前條第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一（三）（略）

2（略）

（許可の取消し等）

第二十九條 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第二十一条において準用する第四條第一項（第六号を除く。）もしくは第三項、第二十二條第一項または第二十三條第一項の許可（以下この条において「利用許可」という。）を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止もしくは指定管理公園施設を原状に回復することその他必要な措置をとることができる。

一（三）（略）

（公園予定区域または予定公園施設）

第三十一条 第四條（第一項第六号を除く。）から第七條まで、第十條から第十三條までおよび第十四條から第十五條までの規定は、法第三十三條第四項に規定する公園予定区域または予定公園施設について準用する。

よつてした許可（第二十一条において準用する第四条第一項および第三項、第二十二條第一項ならびに第二十三條第一項の許可を除く。以下この条において同じ。）を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止もしくは都市公園を原状に回復することその他必要な措置を命ずることができる。

一（三）（略）

2（略）

（指定管理公園における行為の制限等）

第二十一条 第四條から第七條までの規定は、指定管理公園について準用する。この場合において、第四條および第七條中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第四條第一項中「都市公園（第十六條第三項に規定する指定管理公園を除く。第四項および第五項、第六條、第七條ならびに第十四條において同じ。）」とあるのは「指定管理公園」と、同條第二項中「規則で」とあるのは「指定管理者が別に」と、同條第四項および第五項、第六條ならびに第七條中「都市公園」とあるのは「指定管理公園」と読み替えるものとする。

（利用者の遵守事項）

第二十四條 第二十一条において準用する第四條第一項もしくは第三項、第二十二條第一項または前條第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一（三）（略）

2（略）

（許可の取消し等）

第二十九條 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第二十一条において準用する第四條第一項もしくは第三項、第二十二條第一項または第二十三條第一項の許可（以下この条において「利用許可」という。）を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止もしくは指定管理公園施設を原状に回復することその他必要な措置をとることができる。

一（三）（略）

（公園予定区域または予定公園施設）

第三十一条 第四條から第七條まで、第十條から第十三條までおよび第十四條から第十五條までの規定は、法第三十三條第四項に規定する公園予定区域または予定公園施設について準用する。

別表第二第三号の表を次のように改める。

三 第四条第一項各号に掲げる行為をする場合

区分	算定基礎	金額(単位円)	摘要
物品の販売、募金その他これらに類する行為	従業員一人一日につき	五一〇	使用料が年額で定められている場合において使用期間が一年に満たないときは、月割計算による。
業として行う写真の撮影	写真機一台一日につき	五一〇	
業として行う映画の撮影	一日につき	二六、一九〇	
興行	一日につき	二六、一九〇	
展示会、博覧会その他これらに類する催しまたは集会	一日につき	二、七二〇	
有料公園施設の内部に常時広告物を表示	表示する面積一平方メートル当たり	一五〇	
		一年につき	
		一年につき	

別表第二第四号一(三)(1)の表中

「一面 一人一年につき

」を「一面 一年につき

」に改める。

別表第二第四号一(四)(3)の表中

「投球練習場

」を

「投球練習場(一室につき)

」に改める。

別表第二第四号一(五)(5)の表を次のように改める。

(5) ボクシング室

区分	算定基礎	金額(単位円)		摘要
		学生等	一般	
個人	一時間につき	一〇〇	二〇〇	<p>1 上記の金額には、更衣室ならびに競技用備品および競技用具の使用料を含む。</p> <p>2 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額に、一時間につき、学生等にあつては一〇円を、一般にあつては五〇円を加算した額とする。</p>
	一年につき	六、八二〇	二〇、三七〇	

専用する場合	一時間につき	四六〇	一、四〇〇	<p>1 上記の金額には、更衣室ならびに競技用備品および競技用具の使用料を含む。</p> <p>2 使用者が冷暖房施設を使用する場合は、上記の金額に、一時間につき、学生等にあつては六〇円を、一般にあつては二〇〇円を加算した額とする。</p>
	一年につき	三三三、六一〇	一〇一、八五〇	
団体（五人以上）	一時間につき	三六〇	一、〇二〇	

別表第四第二号1(二)の表を次のように改める。

(二) 附属施設

会議室	算定基礎	学生等	限度額(単位 円)	<p>利用者冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額にその十分の二に相当する額を加算した額とする。</p>
		一般	一般	
	一時間につき	一五〇	四五〇	

別表第四第四号1(一)の表中

午前	二、三〇〇	六、二八〇
午後	二、八三〇	七、一一〇
夜間	二、八三〇	七、一一〇
二十時三十分以後の 一時間につき	一、〇五〇	二、八三〇

午前八時三十分から 午後八時三十分まで の 一時間につき	八一〇	二、〇四〇
午後八時三十分以後 の 一時間につき	一、〇五〇	二、八三〇

改める。

別表第四第四号1(三)の表を次のように改める。

(三) 附属施設

区分	算定基礎	学生等	限度額(単位 円)	<p>摘 要</p>
		一般	一般	

小会議室	一時間につき	九〇	一八〇
会議室	一時間につき	一五〇	四五〇

利用者が冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額にその十分の二に相当する額を加算した額とする。

別表第四第四号4の表を次のように改める。

4 弓道場

区分	算定基礎	限度額(単位 円)	
		学生等	一般
専用する場合	一時間につき	四二〇	四二〇
専用しない場合	一時間につき	二〇	四〇

別表第四第五号3(一)の表中

午前	一、六三〇	四、六九〇
午後	二、〇四〇	五、三〇〇
夜間	二、〇四〇	五、三〇〇
午後八時三十分以後の 一時間につき	八一〇	二、〇四〇

を

午前八時三十分から 午後八時三十分まで の 一時間につき	五九〇	一、五二〇
午後八時三十分以後 の 一時間につき	八一〇	二、〇四〇

に改め、同表摘要の欄中5の次に次のように加える。

6 利用者が冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額に、一時間につき四、八八〇円を加算した額とする。

別表第四第五号3(二)の表を次のように改める。

(二) 附属施設

区分	算定基礎	限度額(単位 円)		摘 要
		学生等	一般	
会議室	一時間につき	一四〇	四二〇	利用者が冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、上記の額にその十分の二に相当する額を加算した額とする。

る。

別表第四備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

近年の利用状況等を踏まえ、使用料および指定管理者が定める利用料金の限度額を一部見直すため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

第四十一号議案

福井県建築基準条例および福井県手数料徴収条例の一部改正について

福井県建築基準条例および福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県建築基準条例および福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(福井県建築基準条例の一部改正)

第一条 福井県建築基準条例(昭和三十六年福井県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(二階に設ける共同住宅および寄宿舍) 第五条 床面積が百平方メートルを超える木造建築物等である共同住宅および寄宿舍は、<u>特定主要構造部が耐火構造でない工場の作業場の</u>上階に設けてはならない。</p> <p>(屋外への出入口) 第八条 (略) 2 前項の空地内には<u>特定主要構造部が耐火構造で床面からの高さが三、五メートル以上にある建築物の部分</u>を造ることができる。</p>	<p>(二階に設ける共同住宅および寄宿舍) 第五条 床面積が百平方メートルを超える木造建築物等である共同住宅および寄宿舍は、<u>主要構造部が耐火構造でない工場の作業場の</u>上階に設けてはならない。</p> <p>(屋外への出入口) 第八条 (略) 2 前項の空地内には<u>主要構造部が耐火構造で床面からの高さが三、五メートル以上にある建築物の部分</u>を造ることができる。</p>

第四十一号議案 福井県建築基準条例および福井県手数料徴収条例の一部改正について

<p>(確認申請等の取下げ)</p> <p>第三十一条 法の規定により、建築主事等に確認の申請をした者または知事に許可の申請をした者は、当該確認の申請または許可の申請を取り下げようとするときは、規則で定めるところにより、建築主事等または知事にその旨を届け出なければならぬ。</p> <p>(工事取りやめ)</p> <p>第三十二条 建築物、建築設備または工作物(以下「建築物等」という。)の確認を受けた建築主は、工事を取りやめようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を建築主事に届け出なければならない。</p> <p>(建築主等の変更)</p> <p>第三十三条 確認を受けた建築物等について、その工事の完了前に当該建築物等の建築主を変更する場合は、変更前および変更後の建築主は、規則で定めるところにより、その旨を建築主事に届け出なければならない。</p> <p>2 建築主は、工事監理者または工事施工者を決定し、または変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を建築主事に届け出なければならない。</p>	<p>(確認申請等の取下げ)</p> <p>第三十一条 法の規定により、建築主事に確認の申請をした者または知事に許可の申請をした者は、当該確認の申請または許可の申請を取り下げようとするときは、規則で定めるところにより、建築主事等または知事にその旨を届け出なければならぬ。</p> <p>(工事取りやめ)</p> <p>第三十二条 建築物、建築設備または工作物(以下「建築物等」という。)の確認を受けた建築主は、工事を取りやめようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を建築主事に届け出なければならない。</p> <p>(建築主等の変更)</p> <p>第三十三条 確認を受けた建築物等について、その工事の完了前に当該建築物等の建築主を変更する場合は、変更前および変更後の建築主は、規則で定めるところにより、その旨を建築主事に届け出なければならない。</p> <p>2 建築主は、工事監理者または工事施工者を決定し、または変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を建築主事に届け出なければならない。</p>
---	--

(福井県手数料徴収条例の一部改正)

第二条 福井県手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第二条、第三条関係)			
一〇七 (略)			
八 土木部関係			
事務の区分	名称	金額	
一〇四五の五 (略)	(略)	(略)	
四五の六 (略)	(略)	(略)	
四五の七 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百十七條の十二第六項または第七項の規定に基づく建築物の大規模の修繕ま	建築物の大規模の修繕または大規模の模様替の認定申請手数料	二万七千円	
別表(第二条、第三条関係)			
一〇七 (略)			
八 土木部関係			
事務の区分	名称	金額	
一〇四五の五 (略)	(略)	(略)	
四五の六 (略)	(略)	(略)	

九 (略)	四十六(略)百二(略)	たは大規模の模様替の認定の申請に対する審査	四十五の八 建築基準法施行令第三十七條の十六 第一項第二号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転の認定申請手数料 二万七千円	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
九 (略)	四十六(略)百二(略)	四十五の七 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第三百三十七條の十六 第一項第二号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転の認定申請手数料	二万七千円	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

建築基準法の一部改正に伴い、関係条例について所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第四十二号議案

福井県証紙条例を廃止する等の条例の制定について

福井県証紙条例を廃止する等の条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県証紙条例を廃止する等の条例

(福井県証紙条例の廃止)

第一条 福井県証紙条例(昭和三十九年福井県条例第十四号)は、廃止する。

(家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部改正)

第二条 家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例(昭和二十五年福井県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
第二条 (使用料および手数料の額) 第二条 (略)	第二条 (使用料および手数料の額) 第二条 (略)	第二条 (使用料および手数料の額) 第二条 (略)
第三条 (使用料および手数料の減免) 第三条 (略)	第三条 (使用料の納付) 第三条 使用料は、福井県証紙により納付しなければならない。 第四条 (使用料および手数料の減免) 第四条 (略)	第三条 使用料は、福井県証紙により納付しなければならない。 第四条 (略)

第四十二号議案 福井県証紙条例を廃止する等の条例の制定について

(その他)
 第四条 (略)

(その他)
 第五条 (略)

(福井県県税外収入金徴収条例の一部改正)

第三条 福井県県税外収入金徴収条例(昭和二十六年福井県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収の方法)</p> <p>第二条 収入金の徴収は、知事が発行する納入通知書による。ただし、地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者に納付を委託することとした収入金については、これによらないことができる。</p> <p>2 前項の納入通知書の様式または形式については、別に規則で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第十四条 (略)</p>	<p>(徴収の方法)</p> <p>第二条 収入金の徴収は、知事が発行する納入通知書または福井県証紙による。ただし、地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者に納付を委託することとした収入金については、これによらないことができる。</p> <p>2 前項の納入通知書または福井県証紙の様式または形式については、別に規則で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>第十四条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、二年以下の懲役または三十万円以下の罰金または科料を科する。 一 行使の目的をもつて、証紙を偽造または変造した者 二 偽造または変造もしくは消印を除去した証紙を使用または行使させる目的をもつて他人に交付した者</p> <p>(その他)</p> <p>第十五条 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
 (福井県証紙条例の廃止に伴う経過措置)

2 第一条の規定による廃止前の福井県証紙条例（以下「旧証紙条例」という。）第五条第一項の規定により売りさばきを受けた証紙（消印されたものまたは額面金額もしくは福井県証紙であることが確認できないものを除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和十二年三月三十一日までの間に限り、これを返還して現金の還付を受けることができる。

3 この条例の施行の際現に旧証紙条例第五条第一項に規定する売りさばき人に指定されている者は、施行日前に買い受けた証紙を施行日以後遅滞なく返還しなければならない。この場合において、知事は、令和十二年三月三十一日までに当該返還をした者に対し、現金を還付するものとする。

（罰則に関する経過措置）

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（規則への委任）

5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

提 案 理 由

福井県証紙の廃止に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第四十三号議案

福井県立学校職員定数条例の一部改正について

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第 号

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

福井県立学校職員定数条例（昭和三十一年福井県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数)</p> <p>第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 全日制高等学校および中学校 イ 校長教諭等 ロ・ハ (略)</p> <p>二 定時制、通信制高等学校 イ 校長教諭等 ロ・ハ (略)</p> <p>三 特別支援学校 イ 校長教諭等 ロ (略)</p> <p style="text-align: right;">七〇一人</p>	<p>(定数)</p> <p>第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 全日制高等学校および中学校 イ 校長教諭等 ロ・ハ (略)</p> <p>二 定時制、通信制高等学校 イ 校長教諭等 ロ・ハ (略)</p> <p>三 特別支援学校 イ 校長教諭等 ロ (略)</p> <p style="text-align: right;">七〇三人</p>

2・3 ハ その他職員
(略)

二〇四人

2・3 ハ その他職員
(略)

二〇三人

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

児童、生徒数の変動等に伴い、福井県立学校職員の定数を改定したいので、この案を提出する。

第四十四号議案

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和三十一年福井県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(定数)		(定数)
第三条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		第三条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
一 小学校	一、七九一人	一 小学校
イ 校長教諭等		イ 校長教諭等
ロ～ニ (略)		ロ～ニ (略)
二 中学校	一、六四一人	二 中学校
イ 校長教諭等		イ 校長教諭等
ロ (略)		ロ (略)
ハ 栄養教諭等	一五人	ハ 栄養教諭等
ニ 事務職員	六九人	ニ 事務職員
2・3 (略)		2・3 (略)

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

児童、生徒数の変動等に伴い、市町立学校県費負担教職員の定数を改定したいので、この案を提出する。

第四十五号議案

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部改正について

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県公安委員会等手数料徴収条例（平成十二年福井県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第二条、第三条関係） 一 生活安全全部関係 1～5 （略） 6 銃砲刀剣類所持等取締法関係			別表（第二条、第三条関係） 一 生活安全全部関係 1～5 （略） 6 銃砲刀剣類所持等取締法関係		
事務の区分	名称	金額	事務の区分	名称	金額
一～五 （略）	（略）	（略）	一～五 （略）	（略）	（略）
六 法第五条の五第一項の規定に基づく猟銃の操作および射撃の技能に関する講習	技能講習受講手数料	一万四千元	六 法第五条の五第一項の規定に基づく猟銃の操作および射撃の技能に関する講習	技能講習受講手数料	一万二千七百元

第四十五号議案 福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部改正について

七十七 (略)	(略)	(略)
備考		
一〇十 (略)	7 警備業法関係	
事務の区分	名称	金額
一 (略)	(略)	(略)
二 削除		
三 (略)	(略)	(略)
四 削除		
五十八 (略)	(略)	(略)

七十七 (略)	(略)	(略)
備考		
一〇十 (略)	7 警備業法関係	
事務の区分	名称	金額
一 (略)	(略)	(略)
二 法第五条第五項の規定に基づく認定証の再交付	警備業認定証再交付手数料	二千元
三 (略)	(略)	(略)
四 法第十一条第三項の規定に基づく認定証の書換え	警備業認定証書換え手数料	二千二百円
五十八 (略)	(略)	(略)

別表第一号8の表を削り、同号9の表を同号8の表とする。
 別表第二号3の表二の項および三の項を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正およびデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の改正に伴い、手数料の額の改定等を行いたいので、この案を提出する。

第四十六号議案

県有財産の無償貸付けについて

六呂師高原活性化事業の事業用地および施設として、次のとおり財産を無償で貸し付けるものとする。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉 本 達 治

一 貸付けしようとする土地および建物の面積

土 地 二一、〇九九・三平方メートル

建 物 九七・八五平方メートル

二 土地および建物の所在地

大野市南六呂師

三 貸付けの相手方

福井市手寄一丁目十六番地十四号

六呂師パークコンソーシアム(仮称)

四 貸付期間

土 地 令和六年五月一日から令和三十六年四月三十日

建 物 令和六年五月一日から令和十六年四月三十日

提 案 理 由

地方自治法第九十六条第一項第六号の規定により、この案を提出する。

第四十七号議案

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和六年二月十三日提出

福井県知事 杉本達治

一 契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告

二 契約の始期 令和六年四月一日

三 契約の金額 一七、二八八、〇〇〇円を上限とする額

四 費用の支払方法 契約の定めるところによる。

五 契約の相手方 住所 福井市春山二丁目十二番十八号

氏名 上坂誠和

資格 公認会計士

提案理由

包括外部監査契約を締結したいので、地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により、この案を提出する。

